

## ○八街市総合計画審議会条例

昭和 46 年 3 月 15 日条例第 11 号

〔注〕平成 4 年から改正経過を注記した。

改正

昭和 58 年 3 月 15 日条例第 1 号

平成 4 年 3 月 19 日条例第 28 号

平成 5 年 3 月 31 日条例第 8 号

平成 23 年 6 月 21 日条例第 14 号

平成 28 年 3 月 22 日条例第 4 号

### 八街市総合計画審議会条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、八街市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 公共的団体等の役員
- (5) 知識経験を有する者

3 委員は、必要のつと委嘱し、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔平成 23 年条例 14 号〕

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

一部改正〔平成5年条例8号・28年4号〕

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成23年条例14号〕

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月15日条例第1号)

改正

平成4年3月19日条例第28号

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和39年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条第29号を次のように改める。

(29) 総合計画審議会委員

別表第4中

開発審議会会長
開発審議会委員

を

総合計画審議会会長
総合計画審議会委員

に改める。

一部改正〔平成4年条例28号〕

附 則 (平成4年3月19日条例第28号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月31日条例第8号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月21日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日条例第4号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。